

## 玄海原子力発電所操業差止訴訟に係る準備書面 4、5 の概要について

### 1. 準備書面 4 について

原告らは、玄海原子力発電所が通常稼働時においても、放射性廃棄物として放射性物質等を放出し、放出が許容されている放射線量内においても人間の生命へ影響を与える危険性があると主張するのに対し、当社は、本件原子力発電所から放出される放射性物質による放射線は人間の生命へ影響を及ぼすものではなく、原告らの主張は妥当性を欠くものであるとして、以下の主張を行った。

- ・原子力発電所では、環境に放出する放射性物質の量を最小限に抑制しており、1～4号機の放出実績を基にした発電所周辺における被ばく評価結果も、法に基づく線量限度に比べ十分に低い値であること
- ・運転開始後における唐津保健福祉事務所管内（玄海町含む）の白血病死亡者数について、発電所の運転時期と比較し確認した結果、発電所が原因となり段階的に上昇している事実はなく、原告らの主張は失当であること

### 2. 準備書面 5 について

当社は、本件原子力発電所における安全性については、答弁書で主張しているが、その後、昨年7月に新規制基準への適合性確認のための申請を行っていることから、申請を踏まえた地震及び津波に関する安全性について、改めて以下の主張を行った。

- ・安全上重要な原子炉施設は、活断層等がない地盤に設置していることを改めて確認
- ・地震について、新たな知見（地震調査研究推進本部<sup>※</sup>における評価等）を踏まえても、安全上重要な原子炉施設は、基準地震動に対し、安全であることを改めて確認
- ・津波については、地震及び地震以外の要因の検討を実施し、新たな知見（地震調査研究推進本部における評価等）を取り入れた結果、津波高さに変更はあるものの、敷地高さは十分に高く、原子炉施設の安全性に影響がないことを改めて確認

※注釈 平成7年1月の阪神・淡路大震災を踏まえ、地震防災対策の強化、特に地震による被害の軽減に資する地震調査研究の推進のために、文部科学省に設置された政府の機関

以 上